平成25年度 第1回

都留市都市計画審議会

会議録

- 1. 日 時:平成25年8月6日(火)午後1時30分から午後2時40分
- 2. 場 所:都留市役所 3階 大会議室
- 3. 出席者: 杉本光男委員・杉山肇委員・清水絹代委員・堀内富久委員 細入浩幸委員・内田稔邦委員・小俣貴紀委員・田中一利委員 大野菊江委員・小林三良委員・岩村茂樹委員・田邉清志委員 伊藤利花委員・小林紀江委員・藤江達子委員・佐藤環委員 熊坂ひとみ委員
- 4. 欠席者:上杉実委員・水岸富美男委員・佐藤泰子委員
- 5. 審議案件:第1号議案 都留都市計画用途地域の変更について 四日市場及び古川渡地区の用途地域の変更
- 6. 報告案件:(1)次回開催予定について

(司 会)

皆様こんにちは。大変お忙しい中をご出席いただきまして誠にありがと うございます。私は本日、司会を務めさせていただきます基盤整備課の槇 田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、只今から、都留市都市計画審議会委員の委嘱状交付式を行います。市長がテーブルを廻りますので、そのままお待ちください。市長が行きましたら、名前をお呼びいたしますので、その場でご起立のうえ、委嘱状をお受け取りください。

(市長より委員に委嘱状交付)

(司 会)

ありがとうございました。

これから、平成25年度第1回都留市都市計画審議会を開会いたします。 まず始めに、小林市長よりご挨拶申し上げます。

(市 長)

平成25年度第1回都留市都市計画審議会を開催いたしましたところ、 たくさんの委員の皆様にご出席いただき心より感謝申し上げます。また、 只今委員に委嘱申し上げましたところ、ご快諾を賜り御礼を申し上げる次 第でございます。

都留市の都市計画は昭和29年の都留市の誕生と同時に都市計画区域の 決定をしたのが始まりでございまして、その後、幾多の変更や新規決定が 行われて今日に至っております。

事業の進捗状況を紹介いたしますと、都市計画道路につきましては、姥沢川通り線外6路線約10kmが供用開始になっております。都市公園につきましては、楽山公園や都留市総合運動公園など5箇所の公園が完成いたしております。また、土地区画整理事業や公共施設の整備につきましては、都留文科大学前駅を中核とした田原の区画整理事業が完成いたしてお

りますし、さらに、市営火葬場であるゆうきゅうの丘つるも完成いたして おりますし、公共下水道も鋭意進められているところでございます。

幹線道路につきましては、国道139号都留バイパスの玉川・井倉間が 平成23年3月に完成し、市民の悲願でありました中央自動車道のフルインター化が同じく8月に完成しております。

現在、都留市では「教育首都」ということをまちづくりのひとつのコンセプトとしております。その施策のひとつに、学生人口の拡大を掲げておりまして、様々な教育機関、研究機関の集積を図っております。その成果のひとつとしまして、今年の4月に谷村工業高校の隣に県立産業技術短期大学校が開設されておりますし、来年の4月には県下最大規模の総合制高校である都留興譲館高校が谷村工業高校の敷地に開校する予定になっております。桂高校の跡地には、平成28年4月の開校を目指して、4年制の看護系大学の開設の準備が現在進められているところでございまして、それに合わせて地域の利便性の向上や活性化を図ることを目的に、四日市場及び古川渡の一部につきまして用途地域の変更を本日諮問させていただくこととなっております。詳細につきましては、この後、事務局より説明がありますが、審議をよろしくお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。

(司 会)

ありがとうございました。

続きまして、委員の紹介をさせていただきたいと存じます。委員名簿に つきましては、資料1頁をご覧ください。

それでは、順に紹介させていただきますので、その場でご起立ください。 お願いいたします。

(各委員紹介)

(司 会)

次に、事務局職員の紹介をさせていただきます。産業・建設部長の小俣 でございます。基盤整備課長の菊地でございます。基盤整備課課長補佐の 宮下でございます。基盤整備課の横瀬、同じく勝俣でございます。

次に、資料のご確認をお願いいたします。本日の資料は、配布させていただきました、「平成25年度 第1回 都留市都市計画審議会」と書いてございます20頁の資料を用意させていただきましたが、よろしいでしょうか。

それでは、次第に沿い会議を進行させていただきます。

(司 会)

次第4、会長選出でございます。都留市都市計画審議会条例第5条第1項により、会長につきましては学識経験委員の中から委員の選挙によって定めるとございます。審議会委員名簿により、選出方よろしくお願いたします。

(○○委員)

会長につきましては、都留市商工会会長の田中一利委員を推薦いたします。

(司 会)

只今、○○委員から田中一利委員を会長にと発言がありましたが、よろ しいでしょうか。

『異議なし』の声

(司 会)

異議なしとの声がございましたので、田中委員に会長をお願いいたしま す。 それでは、会長に選出されました田中一利委員からご挨拶をいただきた いと存じます。

(会 長)

只今、推薦をいただきました、都留市商工会会長の田中一利です。このような大役は不慣れでありますが、皆様のご協力のうえスムーズに議事を 進行したいと思います。

私は、平成19年度から平成21年度までの間、都市計画審議会の会長を仰せつかっていた経験がございます。その節は、皆様にたいへんご協力いただきました。

本日は、大きな内容の審議になりまして、都市計画審議会は大きな重責を担っておりますが、皆様の大きな力の中でスムーズに会が進行するようご協力をお願い申し上げまして、簡単でございますが挨拶とさせていただきます。

(司 会)

ありがとうございました。次第6、職務代理者指名でございます。都留市都市計画審議会条例第5条第3項により、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理するとございますので、会長から指名をお願いします。

(会 長)

条例の定めによりまして、私から指名させていただきます。早速ですが、 都留市教育委員会委員長の小俣貴紀委員にお願いしたいと思います。よろ しくお願いします。

(司 会)

小俣委員よろしくお願いします。

次第7、都市計画変更案諮問文を手渡します。資料の2頁が諮問文の写

しとなっております。別添(案)でございますが、資料の3ページから6ページにございます。本日の審議会は、四日市場及び古川渡地区の用途地域の変更についてご審議していただきます。詳細につきましては、審議案上程の際、事務局から説明いたします。

それでは、小林市長、田中会長、お願いします。

(市 長)

「都留都市計画用途地域の変更について」都市計画法第19条第1項の 規定により、審議会に諮問いたします。

・・・・諮問文の交付・・・・

(司 会)

誠に申し訳ありませんが、市長は公務がございますので、これで退席させていただきます。

次第8に進みますが、これから先の議事進行は、審議会条例第7条第1項により会長が議長となり進めていただきたいと思います。会長よろしくお願いいたします。

(議 長)

条例の定めにより会長が議長となるとのことでございますので、議長を 務めさせていただきます。ご協力いただけますようお願いします。

それでは、先ほど市長から諮問がありました案件を審議する前に、次第 8、都留都市計画の概要及び審議会について、事務局である基盤整備課の 説明を求めます。

(事務局)

基盤整備課長の菊地でございます。

本日は、委員の皆様には大変お忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。新しい委員方による初めての審議会でございますので、初め

に私から都留市の都市計画の概要及び審議会について、簡単に説明申し上 げます。

すでにご承知のこととは存じますが、都市とは、多くの人が生活し、活動しているところを言い、その都市を暮らしやすく、活動しやすいまちに導くための仕組みが「都市計画」であります。実際には、まちの将来の姿を予想しながら、一つ目として「土地利用規制」の実施、二つ目として「道路・公園・下水道等の公共施設」の整備、三つ目として「市街地開発事業」の実施、と、まちづくりに必要なことがらを総合的に考えながら定めていくことであります。

具体的には、将来のまちの姿を示すものとして、平成16年10月に策定いたしました「都留都市計画マスタープラン」がございます。このマスタープランは、目標年を平成32年とした都留市の都市計画に関する基本的な方針を定めたものであります。このマスタープランは、市役所ホームページに掲載されておりますので、ご一読いただけたらと思います。

今説明いたしました一つ目の「土地利用規制」とは、土地の使い方や建物の建て方について共通のルールを定めることであります。会議資料7ページをご覧ください。本日、審議いただく用途地域もそのルールの一つでございますが、現在、都留市の全面積16,158~クタールの内5,291~クタールが都市計画区域に、その都市計画区域の内549~クタールに9種類の用途地域が計画決定されております。内容は、第1種低層住居専用地域が約53~クタールで全体の9.7%、第2種低層住居専用地域が約6~クタールで1.1%、第2種中高層住居専用地域が約6~クタールで1.1%など住居系の地域が、6種類で約427~クタールでありまして、全体の77.8パーセントを占めております。近隣商業地域及び商業地域の商業系の地域が、2種類、約23~クタールで4.2パーセントを占めております。そして、準工業他域が、約99~クタールで18.0パーセントを占めております。これ以外にも、土地利用規制には開発行為の許可等も含んでおります。

二つ目の「道路・公園・下水道等の公共施設」は、まちの骨格をなす施設であり、「都市施設」と呼ばれております。その中の都市計画道路は、ま

ちの骨組みをなし、交通を支える基本的な施設であり、住区間の円滑な移動、ふれあいや憩いの場、防災空間等の機能を有しております。資料の7ページの下の表をご覧ください。都市計画道路は、現在、12路線、全長22,980メートルが計画決定されており、8ページの上の表のとおりこの内6路線、10,088メートルが供用開始され、整備率は43.9パーセントでございます。

また、遊びと憩いの場、スポーツ活動、防災避難地等の機能を有する都市計画公園は、都留市総合運動公園を含め5箇所、面積で32.78~クタールが計画決定されております。この内、4箇所が整備済みであり、現在18.78~クタールが供用開始され、整備率は57.3パーセントであります。

この他に、公共下水道、一般廃棄物処理場、火葬場等の施設が計画決定されております。

三つ目の「市街地開発事業」といたしましては、平成18年に完成いたしました田原地区土地区画整理事業がございます。土地区画整理事業は「まちづくりの母」と言われ、面的整備の手法としては最も効率的であると考えられております。現在、本市では、井倉地区において、約10~クタールの土地区画整理組合事業を始めており、山梨県からの事業認可を受け、現在、仮換地指定に向けた作業を行っているところでございます。

次に、都留市都市計画審議会につきましてご説明致します。都市計画法 第19条の規定により都市計画を決定する場合は、市の都市計画審議会の 議決を経ることとなっておりますので、本日この会を招集させていただき ました。この審議会における答申を得て、都市計画決定告示を行い、決定 することとなります。

この審議会の議決方法は、資料の19ページをご覧ください。都留市都市計画審議会条例第7条にありますように、会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができず、会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるとなっております。

会議資料の9ページをご覧ください。今回の都市計画の変更に当たりま しては、都市計画用途地域の変更区域内の土地所有者に対しまして、本年 5月10日に説明会を開催いたしました。

また、今回の都市計画変更案につきましては、都市計画法第17条の規定に基づく縦覧を、6月27日から7月10日までの2週間、市役所基盤整備課内で行ったところ、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。また、6月19日に都市計画法第19条第3項の規定に基づき山梨県に協議をお願いしておりましたが、異存なしとの回答をいただいております。説明は以上でございます。

(議 長)

只今、菊地課長より都留市の都市計画の概要等について、細かく説明していただきました。この説明に対して、ご意見等がございましたらお願いします。

(○○委員)

資料の9ページに説明会の出席者が74名と記載がありますが、実質の 土地所有者は何名でしょうか。そのうちの何パーセントが出席したのでしょうか。

(事務局)

今、資料が手元にありませんので、資料を取りに行き、後ほど回答させていただきたいと思います。記憶では、約350名の地権者がおりまして、そのうちの74名の方に出席していただきました。詳細な人数につきましては、後ほど回答させていただきます。

(○○委員)

対象者は、宅地所有者だけではなく農地所有者を合わせた全ての方でしょうか。

(事務局)

はい。全ての方であります。

(議 長)

次に、次第9、審議に入ります。第1号議案「都留都市計画用途地域 四 日市場及び古川渡地区の用途地域変更」の内容について事務局の説明を求めます。

(事務局)

都市計画担当横瀬と申します。よろしくお願いいたします。

今回、用途地域を変更したい区域は、資料の5ページの新旧対照図(旧)の図面にございます、緑色及び水色の区域でございまして、北側は一級河川桂川の手前まで、南側は中央自動車道から100m離れた位置を境としまして、吉田寄りは月見が丘まで、大月寄りは川茂発電所の手前までの約28ペクタールの区域でございまして、図面の太い赤線で囲まれた範囲となっております。用途地域は、緑色が第一種低層住居専用地域、水色が第二種低層住居専用地域で、いわゆる低層住居専用系用途地域を資料の6ページの新旧対照図(新)にございますように黄緑色の第二種中高層住居専用地域に変更するものとなっております。

資料の3ページをご覧ください。変更の理由でございますが、先ず第1は、桂高校跡地の土地利用を検討する中で、『第5次長期総合計画(後期基本計画)』における「教育首都つる」を目指したまちづくりの推進に向けて、新たな教育機関設置の取り組みがなされ、看護系高等教育機関の設置を可能にするためでございます。

しかし、現在の低層住居専用系の用途地域に建設することはできません。 最低でも第一種中高層住居専用地域に用途変更する必要がございます。

第2は、桂高校跡地に設置される看護系高等教育機関を中心とした一帯 を、学生人口の拡大を目指した拠点整備のエリアに位置づけ、地域の活性 化、交流人口の増加に寄与する計画的な土地利用展開を誘導するためでご ざいます。このため、少し大きめの店舗施設や事務所等の建設も可能である第二種中高層住居専用地域に変更したいと考えております。資料の4ページにございますように、この変更による用途地域の面積は、第一種低層住居専用地域が、約53~クタールから約31~クタールに、第二種低層住居専用地域は、なくなりまして、第二種中高層住居専用地域が、約6~クタールから約34~クタールになります。合計面積は549~クタールで変更はございません。

資料の10ページをご覧ください。

都留市で、用途地域毎に建築物の形態を制限した一覧表でございますが、現在は、緑色と水色の表示で示された、建ペい率50%、容積率80%でございますが、これを、黄緑色の黒い太字で書かれました、建ペい率60%、容積率200%に変更する計画でございます。これは、都市計画法第8条の規定に基づき、定めるものとなっており、都留市では、十日市場にあります蒼竜峡団地を含めた一体の約6~クタールの区域が第二種中高層住居専用地域となっており、建ペい率60%、容積率200%で定められておりますので、それに併せて同様に定めるものでございます。

また、現在定められております、外壁の後退距離の限度及び建築物の高さの限度につきましては、都市計画法第8条の規定に基づき第一種、第二種低層住居専用地域のみに定めるものとなっておりますので、変更後の用途地域では定めません。

資料の11ページをご覧ください。

今回の用途地域で建築可能になるものとしましては、赤線で囲いました制限となっております。店舗等につきましては、2階以下で、床面積が1,500㎡以下まで建築出来ることとなっております。工場、倉庫等につきましては、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、畳屋、建具屋、自転車屋等で作業場の床面積が50㎡以下のものが可能となります。その他につきましては、赤線で囲いました第二種中高層住居専用地域の欄を縦に見ていただいて、丸印のものは建築できるものとなっております。

以上、変更の内容を簡単に説明させていただきました。

5月10日に地元説明会を開催したところ、住民の方から意見がございました。また、説明会に行けなかった方から電話で意見がございました。 資料の12ページ以降に意見及び市の回答の一覧表を添付させていただきました。

資料の12ページの3つ目にございます、大学の誘致についての意見がございますが、募集時に少なくとも30年は大学運営を行ってもらうこととしておりますので、誘致してすぐに撤退するような心配はございません。同じ12ページの4つ目にございます、用途地域の変更につきましては、先ほどの変更理由と重複いたしますが、都留市の主要施策を載せてあります第5次長期総合計画の中で位置づけられました、基本構想のまちづくりの方向として、「教育首都つる」を目指したまちづくりを掲げ、「教育首都つる」推進に向けての新拠点の整備をすすめていくこととしており、桂高校の跡地利用について、利用可能な用途地域に変更し、その周辺につきましても、商業振興をはじめとした地域活性化への寄与につなげるため、また、学生人口拡大に向けた方策の検討を事業のひとつとして位置づけてお

りますので、施設近隣に共同住宅等の集積を進めていくことも考え、現在

の住居専用の用途地域を考慮しながらも、大学や高等専門学校の立地が可

能で、学生生活を送る上で日常的に必要な小規模の店舗等の立地が可能な

第二種中高層住居専用地域に変更するものでございます。

この用途地域の変更の効果につきましては、この主要施策を推進していくことで「教育首都つる」のブランドの確立、知的資源を活用したまちづくりを効果的・効率的に推進することができます。看護師養成系高等教育機関を設置することは、地域の学生人口の拡大に大きく寄与するものでございます。地域の活力が衰退してきているなかで、教育施設を拠点として、地域コミュニティの活性化を図っていくことができます。さらに、学生人口の増大により、商業施設や飲食店といった商業の振興が図られ、新たな雇用の創出など地域活性化につながることが期待できます。

また、教育施設を核とした新たなまちづくりを進めていくために一定規模以下の商業施設等の立地を許容する用途地域に変更し、地区内への建物

の立地を促進していくことにより、都市機能を集約し、コンパクトな都市 形成を図り、エネルギー効率を高め、持続可能な都市づくりにも寄与する こととなります。

また、第5次長期総合計画の中で、「健康ではつらつと暮らせるまちづくり」を政策分野のひとつとして設定し、「地域医療の充実」や「市立病院の充実」を施策のひとつとして位置づけており、看護師養成系高等教育機関の設置を推進することは、看護師地元定着率の向上が期待でき、地域医療の充実が図られると考えます。

12ページの5つ目以降にございます意見では、新しい用途地域になったときの建築物の制限の緩和について心配されているものがございますが、現在の用途地域から大きく変わったものではなく、現在の住環境を守りながらの変更でありますので、なんでも建てられるような商業地域に変更するものではございません。また、10mの高さ制限や1mの外壁後退距離という規制はなくなりますが、道路斜線や隣地斜線や北側斜線、日影制限などがあり、敷地面積が広大であれば高層建築物も可能でございますが、通常の敷地であれば、そのような規制の中で制限されることとなります。

13ページの2つ目に道路計画について言及されている意見がございますが、道路につきましては、用地の提供が必要になりますので、なかなかすぐには整備されません。道路整備につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

資料の14ページの1つ目にございます意見は、桂高校の跡地利用だけであるなら、そこだけを変更すればよいのではないかということでございますが、都市計画はまちづくりの方針であり、点で整備していくものではなく、面的に整備していくものでございます。学生が集まるまちになりますと、必然的に都市的な土地利用を図っていく方が増えてくると見込み、学校だけ建てられればよいというわけではなく、面的に有効な土地利用を図っていく必要があるため、スポット的な対応ではなく、一体の用途地域の変更をしたいと考えました。

16ページにございます農業をしている人の既得権益を守ってもらいた

いという意見がございますが、農地関係担当部署に確認いたしましたが、 用途地域内は、農地転用申請が出た場合、原則許可することとしており、 市街化してもやむを得ない地域であるとのことでございます。農業を行い たい人と宅地化したい人との土地を交換できるようなシステムを作っても らいたいとの意見がございますが、都留市全体で土地利用を根本から変え なければならず、非常に難しいのではないかとのことでございました。平 成21年度から産業観光課のホームページで農地を貸したい人と借りたい 人の申し出を紹介しているとのことでございます。

17ページの農業についての意見でございますが、この地域はもともと 農地も多く、農業を営んでいる方も多いかと思いますが、良好な住宅地を 形成するための地域として用途地域を定めておりますので、将来的には宅 地化していこうと考えている地域でございます。もちろん現在行われてい る農業をすぐに止めてもらいたいということではございません。その地区 に住まわれている方と農業を行っている方が、お互いのおかれました環境 を認め合って、うまく共存していただければよいと考えております。

以上のことから、資料の5ページの太い赤線で囲まれましたエリアを、 第二種中高層住居専用地域に変更することと致しました。

また、平成16年10月に都市計画マスタープランを策定していますが、 次期長期総合計画の策定にあわせ、都市計画マスタープランの見直しを検 討し、地域の特性と課題に応じたきめ細かなまちづくりを推進していく考 えでおります。

以上でございます。

(議 長)

変更理由等について、具体的に説明していただきました。
本案件に対しまして、ご意見があればお受けしたいと思います。

(事務局)

先ほどの○○委員からの質問にお答えしたいと思います。

地権者は360名であり、そのうち74名の方に説明会に出席していた だきました。

(○○委員)

原点に戻りますが、私たち市議会議員が市の諮問機関である審議会に入っていいのかということに疑問があります。審議会に入ってしまうと、この会議で決定されたことについて、議会で異議できなくなりますので、その部分が難しいと感じます。ただ、知ることが大事だと思い参加させてもらいました。

説明会での意見につきましては、こういう意見があったということを聞くことができ、良かったと思います。一番心配なのは、説明会に出席できなかった方々の意見であります。住民の方々の意見が一番大事でして、私たち審議会委員は資料を見てもほとんどよくわからないと思います。住んでいる方々が心配しているように、大学が来て地域が変わっていくなかで、ほとんどの皆さんは希望的観測を持っておられると思いますが、市から説明を受けて、すぐに納得できることはなかなかないと思います。そのため、説明会での意見の中にも、不安だというものがあると思います。計画を決定する最終段階が審議会であるとしましても、住民の方々の意見をもう少し聞く機会や、納得してもらう機会を設けていかないと、決定した後に不満が出るのではないかと感じます。住民の方々が色々な意見を出しあって、自分達の地域をこういう風にしたい、大学ができるのであればこうしたいといったことを話し合った上で計画していくと、良いまちになると思います。本当に納得できますし、誇りにも思うと感じます。

意見の内容を見ると、まだ、かなり不安があるようです。その部分を、 今後どのように解決していくのか。法律で決まっているということではな く、これだけの意見があるので、不安をさらに払拭していくための努力が 必要であると思いますが、事務局ではどのように考えているのでしょうか。

(事務局)

説明会に出席された方からは、色々なご意見をいただき、その都度、丁寧に説明させていただいたつもりであります。説明会に来られなかった方も大勢おりますが、資料を送付いたしたところ、電話で質問や意見をいただきまして、事務局で説明をいたしました。

素案を提示し、1回の説明会で終わっていることにつきましては、ご指摘のとおり少し配慮が欠けた部分もあると思いますが、事務局としては、 丁寧に説明をしてきたつもりであります。

今回の変更については、大学が来るということだけではなく、現在、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域が指定されておりまして、非常に厳しい用途規制がかけられており、商店を建てることができない住宅のみの地域の規制を緩和するという内容であります。また、建ペい率、容積率の規制も非常に厳しく、現在は、100㎡の土地ですと、平屋であれば50㎡の建物までは建てることができます。 2 階建てになりますと、その上に30㎡をのせて80㎡までの建物を建てることができます。土地が大きければ、ある程度の建物を建てることができますが、月見ヶ丘を見ますと敷地面積がそれほど大きくないなかで、建ペい率及び容積率が守られていない建物もございまして、その部分を緩和するということを地域の皆さんに説明してきたところであります。

説明が足りない部分もあるかと思いますが、今回の変更内容は規制の強化ではなく緩和でありますので、地域の皆さんの土地利用の選択肢が増えていくという説明をさせていただきました。

(○○委員)

大学が来ることは、とても良いことだと思いますが、大学の規模がどの 程度でどのような運営になっていくのかという不安の声もありました。ま た、高さ、建ペい率、容積率の制限が少し緩くなりますが、市としては集 合住宅が増えてくるという予想はあるのでしょうか。

(事務局)

大学誘致の関係は、政策形成課で進めております。私が聞いている内容ですと、1学年80名で、4年制になりますので320名が学ぶこととなります。学生のターゲットとしましては、郡内地域ということになると思いますが、郡内地域ばかりではなく、遠方の学生も学ぶことになると思います。そのため、学生が住む集合住宅も建ってくると考えております。また、店舗が出来ないと学生が生活するのに不便であります。現在の用途地域ですとコンビニエンスストアーも建てられない状況でありますので、規制を緩和した方が良いと考え、第2種中高層住居専用地域に変更するものであります。

(○○委員)

大学が来るということで、このような変更は地域の活性化のために必要なことだと思っておりますが、先ほどの事務局の説明の中で道路の話が出ておりました。今回の地区内には、都留第二中学校があり、大型のバスが入ってきたり、父兄の送り迎えの車があり、朝夕は大変混雑して危険な状況であります。用途変更は当然必要なことだと思いますが、それに合わせて道路整備も必要になってくると思います。審議会として、道路整備も並行して進めてもらうよう意見書を付けていただきたい。

(議 長)

審議会として意見を付けて答申するということでありましたが、事務局 はどのように考えておりますか。

(事務局)

現在の道路状況を見ますと、大型車が通行できるのは、国道から入って くる1本だけであります。説明会でも道路整備を要望する意見がございま した。市としましても、検討していかなければならないと考えております。 審議会で意見をいただいた中で、実現化に向けて検討していきたいと思い ます。

(議 長)

会議の記録はとっていますか。

(事務局)

記録はとっております。

(議 長)

他に意見が無いようですので、ここでお諮りしたいと思います。先ほど市長から諮問を受けた「四日市場及び古川渡地区の用途地域の変更」について、異議が無いようですので皆さんのご賛同をいただきたいと思います。

(全会一致で賛同)

それでは、市長に異議がないとの答申をいたしたいと思います。

(議 長)

次第10、報告事項につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局)

(1)次回開催予定でございますが、来年度に都留都市計画都市公園の変更について、ご審議していただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(議 長)

具体的にどのような内容か説明していただきたい。

(事務局)

文化会館の裏の山際にございます都市公園白木山公園につきまして、平成21年に落石があり、その後も落石が多いことから、現在、公園を封鎖

している状態でございます。安全性が確保できないことから、この公園の 廃止に向けた打合せを山梨県と行っておりまして、その協議が整いました ら、来年度に都市公園の変更について審議会を開催させていただきたいと 考えております。

(議 長)

具体的な内容を説明していただきました。何かご意見がございましたら お受けしたいと思います。

(意見なし)

意見がないようなので、次に進めさせていただきます。

次第11、その他について事務局より何かございますか。

(事務局)

本日、ご審議いただきました内容を会議録として市役所ホームページに 掲載し、公表させていただきたいと考えております。

なお、公表にあたり委員名簿は掲載するものとし、意見等発言者の名前は附さないものとします。何卒、ご理解下さいますようお願いいたします。

(議 長)

只今の説明について、何かご意見がございましたらお受けしたいと思います。

(意見なし→賛同)

せっかくの機会でありますので、委員の皆様からご意見がございましたらお受けしたいと思います。

(○○委員)

先ほども申し上げたとおり、地元の方々の意見や思いが一番大事である と思っておりまして、審議会の委員について、できれば、地元の自治会長 や地元の代表の方が1名入るべきではないかと思います。今回の審議はこ れで終わってしまうと思いますが、これからの審議会には地元の関係者が 入るべきだと思います。地元関係者を入れなかった理由と今後、そのこと に配慮していただけるのかお聞きしたい。

(事務局)

今回の委員選出にあたって、市議会議員の方は各種委員会の中から選出させていただきました。自治会長など地元関係者を入れてはどうかとういう意見でございますが、今回考えましたのは、地元関係者では利害関係が働いてしまいますので、市全体を大局的に審議できるよう地元関係者を入れずに審議会の委員を構成した経過があります。

(○○委員)

ここにいる委員の皆さんがそうだと思いますが、特に私はそうですが、 審議会で説明を受け、こういうことなら賛成できると考えている。しかし、 本当にそこに住んでいる方々の思いが反映されているのかという想いがあ る。これからのまちづくりとして、公平性を保つために、地元の方々の想 いを聞く場が必要だと思う。また、私たちもその想いをお聞きしたい。関 係ないところで決めてしまうのではなく、地元の方々がどんな想いを持っ ているのか、賛成、反対は別として、想いを聞く機会を共有すべきだと思 います。今回はできないにしても、今後はできるだけ多くの方々の意見を 共有できる審議会であって欲しいと願っております。

(議 長)

先ほど、ホームページの掲載という話がございまして、ホームページは 今後、おおいに活用すべきだと思います。ホームページを介して、意見を 聞く機会も出てくると思います。

(○○委員)

議事の中で質問すればよかったのですが、素案を作成してから説明会を

1回行ったという説明でありました。できれば、素案を作成した段階で、 パブリックコメントなどで地域の方々に意見を募ることが望ましいと思い ます。

特に、次回の審議会の議題であります白木山公園の廃止は、公園が無くなるので、地域住民としていかがなものかという話があると思います。白木山公園は急傾斜地であるといった問題があり、公園を存続することは非常に難しいと思いますが、公園が無くなるということに対して、地域住民への説明会を何回も開催したり、パブリックコメントで案を示し意見を募ることで、地域住民の理解が広がるのではないかと思います。

(事務局)

本日、各委員から出されたご意見を参考に、来年度に予定している都市 公園の廃止に向けた手続きを進めていきたいと思います。

都市公園の変更について、補足説明させていただきますと、急傾斜地で 危険な白木山公園を廃止し、他の場所を都市公園に指定してはどうかと考 えております。

(議 長)

その他、質問等ございますか。

無いようですので、以上をもちまして予定された議事はすべて終了いた しました。議事進行にご協力をいただき感謝申し上げます。これで議長を 辞させていただきます。

(司 会)

長い時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。以上で平成25年度第1回都留市都市計画審議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。